

安全の手引き

2017年1月

在瀋陽日本国総領事館

在大連領事事務所

目 次

I はじめに

II 防犯の基本的心構え

1. 自分と家族の安全は自分で守る《重要》
2. 予防が最良の危機管理
3. 悲観的に準備する
4. 安全の為の三原則
5. 住居での安全確保
6. 情報収集の重要性《重要》
7. 「在留届」の提出(3ヶ月以上滞在する方は提出して下さい)
8. メールマガジンの登録
9. 外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録
10. 精神衛生と健康管理に留意

III 大連の犯罪発生状況

1. 治安状況一般
2. 在留邦人の犯罪被害の傾向及び被害事例
3. 基本的な法律知識

IV 防犯のための具体的注意事項

1. 住居・ホテル
2. 屋外
3. 立ち入り禁止区域について

V 交通事情と事故対策

VI 誘拐・テロ対策及び緊急事態への対応

1. 誘拐対策
2. テロ対策
3. 緊急事態への対応《重要》

VII 緊急連絡先

I はじめに

大連市は、戦前より日本と歴史的、経済的につながりが深い土地柄ですが、近年の中国の経済発展に伴い日系企業も多数進出し、その緊密度は高まり、経済的、文化的な交流は年々活発となっています。近年、大連を訪れる日本人観光客・出張者などの短期滞在者は年間延べ約28万人に達しており、大連市公安局も外国人の安全には注意を払って対応しています。

しかしながら、急速な経済発展に伴い、中国では、都市部と農村部の生活格差が拡大しつつあり、農村人口の都市部への流入、増大等に伴い、犯罪も増加しています。犯罪の増加は、中国でも比較的治安状況の良いとされる大連市も例外ではありませんので、日頃から安全対策に注意を払うようにしましょう。

当事務所では、大連市在住の在留邦人やビジネス・留学等で大連に長期滞在予定の方々、旅行や出張等で大連を訪れる皆様の安全対策のご参考として、「安全の手引き(大連)」を作成し、適宜改訂を行うなどして必要な情報の発信に努めております。

II 防犯の基本的心構え

大連に滞在中の日本人が大連で事件・事故にあった場合、先ず責任をもって対応するのは中国側の関係当局であり、捜査も含め中国の主権のもとに処理されます。

この場合、在外公館である当事務所としては、邦人保護の観点から出来る限りの支援を行ないますが、日本の主権が直接及ばない外国の地ですから自ずとできることに限りがあります。

従って事件・事故を未然に防止し、また、実際に発生した場合でもその被害を最小限にとどめるために、日頃から次のことを心がけましょう。

《重要ポイント》

1. 自分と家族の安全は自分で守る

大連市の治安が如何に他の都市と比較して良好であるとしても、ここが日本とは事情が異なる外国であることを認識し、自分と家族の安全は自分達自身で守るという強い心構えが極めて大切です。

2. 予防が最良の危機管理

事件・事故などに巻き込まれてからでは手遅れです。予防こそが最高かつ最重要の危機管理であることを心に銘じ、予防のためにできること、必要な努力(及び経費)は惜しまないことが必要でしょう。

3. 悲観的に準備する

常に最悪の事態を想定し、物心両面から準備を万全にしておく必要があります(備えあれば、憂いなし)。

4. 安全の為の三原則

海外における安全の為の基本原則とは「目立たない」「行動を予知されない」「用心を怠らない」の3つといわれています。

日本での行動形態、生活様式をそのまま持ち込んでは、本人の意に反して自らを危険に晒すことになる場合もあります。

【目立たない】

必要以上に華美な服装・装飾品をつける、現地ではありません見かけないような目立つ車に乗る、公共の場などで大きな声で現地の批判を行う等は、控えるようにしましょう。

【行動を予知されない】

行動のパターン化(通勤、通学、買物、娯楽、外食の際の移動のルートや時間などの固定化)を避けるよう心掛ける。

【用心を怠らない】

現地の治安状況は急に変化することもありますので、家族全員、会社全体で気持ちを引き締め、常に用心を怠らない。

5. 住居での安全確保

住居は生活の基盤であり、住居の安全を確保することは安全対策の中でも最優先事項です。大連では、住宅事情の変化も著しく、選択肢が増えていますが、住宅を選ぶ際には、住まいの管理体制、警備状況、付近の環境をよくチェックすることが重要です。

* 旅行者の方はまず、安全なホテルを選ぶことです。安全性の高いホテルは当然のことながら経費も高くなります。安全を優先せず、安く済ませることが結果的に犯罪に巻き込まれ、却って高くつくことになる場合があります。

《重要ポイント》

6. 情報収集の重要性

外国においては、社会体制の相違による様々な制約、文化、習慣の相違などを常に念頭に置き、いかなる場合も「ここは日本ではない！」との認識の下での冷静な対応が望まれます。

特に、安全の為の情報収集は、海外生活では欠かすことのできないトラブル防止策です。日頃から、新聞、テレビのニュースには注意を払うとともに、治安情勢、対日感情などに関する様々な情報が得られるような人間関係の構築やネットワーク作りに心掛けることが必要です。今、大連ではどのような事が起き、どのような事に注意しなければならないのか、常に关心を寄せることが大切です。

7. 「在留届」の提出(3か月以上滞在する方は提出して下さい)

事件・事故・災害が発生した場合、日本国大使館・総領事館・領事事務所は在留届をもとにみなさまの安否を確認し援護活動を行います。

○インターネットでの提出

在留届電子届出システム(ORRネット)をご利用下さい。



<http://www.ezairyu.mofa.go.jp>

○FAX・郵送での提出(当事務所HP在留届をご覧下さい)



<http://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/jp/sx.html>

※帰国や他地域に転出する際には帰国(転出)届の提出をお忘れなく。

8. メールマガジンの登録

当事務所は、「治安・安全」「新型インフルエンザ」等の大連の情報をメールマガジンで配信しています。また、「大規模災害」時にも緊急情報を配信します。

長期滞在、短期滞在を問わず、ご登録下さい(登録無料)。



http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/dalian_cn.html

9. 外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録

外務省は短期で海外渡航される方向けに、外務省海外旅行登録「たびレジ」の運用を開始いたしました。「たびレジ」は、海外旅行や海外出張される方が、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール。

また、いざという時の緊急連絡などが受け取れるサービスです。

当事務所管轄内に 3 ヶ月以上の長期滞在をされている方は、当事務所に「在留届」を提出していただいていると思いますが、「たびレジ」は、海外に長期滞在されている方(「在留届」を提出されている方)が、第三国や他地域に渡航される際にもご利用いただけるサービスとなっています。

海外長期滞在の方も、在留地を離れて旅行や出張をされる際には「たびレジ」をご利用ください。「たびレジ」の登録は、以下のサイトから



<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

10. 精神衛生と健康管理に留意

生活環境や習慣の変化に対応し、長期間緊張を持続させることは容易ではありません。精神的にも肉体的にも定期的なチェックとリフレッシュが必要となります。精神と肉体の健康は、何より自己管理が重要です。体調に異変を感じたり、精神的に不安を覚えたりした場合には、早め早めに必要な検査を受けて下さい。特に、単身者の方はご留意下さい。

III 大連の犯罪発生状況

1. 治安状況一般

大連は中国国内でも比較的治安が良いと言われておりますが、スリや置き引きといった窃盗事件及び住居や会社事務所などへの侵入盗難事件、車上荒らしなどの一般犯罪は日常的に発生しており、中には殺人事件や強盗、傷害事件など凶悪犯罪と呼べる類いのものも含まれております。

また、在留邦人や旅行者が置き引きやスリによる被害(旅券や貴重品の盗難)、あるいはビジネスにまつわる各種トラブル(軟禁、暴行等)に巻き込まれた事例や深夜の盛り場でトラブルに巻き込まれ負傷する事例も報告されています。

2. 在留邦人の犯罪被害の傾向及び被害事例

大連において日本人が被害に遭ったトラブルや犯罪事例は以下のとおりですが、特に被害が多いものとして注意すべき犯罪は、スリ、置き引きなどの窃盗事件です。これはバッグなどの荷物を身近に置いていなかった、身近に置いていたがつい目を離してしまった隙に何者かによって持ち去られてしまったとの被害報告がされています。その他にも経済トラブルによる軟禁・暴行、各種詐欺被害、タクシー乗車時のトラブルなど犯罪被害は多様化する傾向にあります。

一方で、トラブルの主因が日本人であるケースもあります。例えば、買春、賭博、ビザ(査証)・居留許可の期限切れ、違法DVD(海賊版DVD)の持ち出し、無許可での未開放地域立ち入り等に対し行政処分を受けるといった事例があります。

さらに、麻薬・覚醒剤の密輸容疑で日本人が逮捕され、実刑判決を受けた事例もあります。麻薬・覚醒剤犯罪に関して、中国は日本に比べ刑罰が大変重いので、直接的にも間接的にも同犯罪に荷担することのないように気をつけてください。

麻薬等違法薬物犯罪に巻き込まれないためには、薬物に関する誘いや、怪しい人物とは関わらないように留意し、薬物使用等に関する誘いや、怪しい物品の保管、運搬の依頼は断固として断ることが大切です。

《過去に報告のあった具体的な事例》

- 地下街、飲食店、デパート、ホテル等での置き引き・スリ被害
(主な被害: 旅券、現金、貴金属・カメラ類)
- 暴漢による強盗傷害被害
- スリの現行犯を追跡した結果、同犯人から刺されて負傷した事案
- ホテルの部屋で来訪者を確認せずドアを開けたことによる強盗被害
- 夜間、盛り場でのトラブルが起因となる傷害事件
- タクシー・各商店などで買い物をした際、釣り銭等で偽札を渡された事案
- その他、税関トラブル、マッサージ店等での摘発など様々な被害があります。

3. 基本的な法律知識

海外で生活するにあたり、滞在国の法律についてある程度の知識が必要となります。「法律を知らなかった」というのは抗弁になりません。日頃から生活や仕事に関連する法律や法律知識を身につけることが大切です。以下は、外国人が中国に滞在する際に注意すべき法律を一部抜粋したものです。詳細は中国側各担当部署にお問い合わせください。

(1) 旅券・居留証の携帯義務:中華人民共和国出入境管理法

- ① 中国に在留又は短期滞在する16歳以上の外国人は、必ず旅券又は国際旅行証もしくは停留・居留許可証を携帯し、公安機関の検査に備えなければならない。(法第38条)
- ② (①の違反に対しては)警告を与え、2,000人民元以下の罰金を科すことができる。(法第76条)

(2) 臨時宿泊先の登記:中華人民共和国出入境管理法

- ① 外国人が中国国内のホテルに宿泊する場合は、ホテルは規定に基づき、宿泊登記手続きを行わなければならない。外国人がホテル以外の住所に居住もしくは宿泊する場合は、入居(チェックイン)後24時間以内に本人もしくは宿泊先の者が、(管轄の派出所に)登記手続きを行わなければならない。(法第39条)
- ② (①の違反に対しては)警告を与え、2,000人民元以下の罰金を科すことができる。(法第76号)

(3) 不法滞在:中華人民共和国出入境管理法、同国外国人入境出境管理条例

- ① 以下に挙げる状況が外国人の不法滞在にあたる。(条例第25条)
 - ア ビザ、停留・居留許可で規定された期限を越えて停留・居留している場合
 - イ ビザ免除で入国した外国人がビザ免除期限を越えて滞在し、かつ停留・居留許可手続きを行っていない場合
 - ウ 規定された停留・居留区域を越えて活動した場合
 - エ その他
- ② 不法に滞在した場合は、警告を与え、違反の程度が著しい場合は、不法滞在1日につき500人民元、総額1万人民元未満の罰金もしくは15日以下の拘留を科す。(法第78条)

(4) 人民元及び外貨の持込・持出制限:外貨現金携帯持込持出管理暫定規定等

- ① 5,000ドル相当以上の外貨を中国に持ち込む場合には、税関に申告する必要がある。
- ② 中国国外への外貨の持出の上限は5,000ドル相当であり、規定された額以上の外貨を持ち出す場合には、銀行で外貨持出許可手続きを行い、税関に提出する必要がある。
- ③ 人民元の持込持出の上限額は2万人民元である。
規定に違反した場合は、行政処分に科し、処分手續完了後に出入国を許可する。

IV 防犯のための具体的注意事項

住まい及び職場の管理体制、警備体制がどのようにになっているか理解し点検したことがあるか。また、警報装置、防火装置、非常階段、監視カメラ等が備わっているか、それら装置の使い方を知っているか等、常に防犯意識を高めることが基本です。

1. 住居・ホテル

- (1)外出時はもちろんのこと、在宅の時も必ず施錠する。
- (2)来訪者が誰であるか、目的は何かを確認するまでドアを開けない。
- (3)夜間の外出時には、明かりの一部をつけたままにすることも効果的。
- (4)使用人は信頼できる人を雇う。また、使用人を雇い替える時は、カギの交換、増設を考える。
- (5)家の戸締まりは使用人任せにせず、必ず自分で確認する。
- (6)住まいの修理、工事にはできるだけ立ち会う。
- (7)現金、貴重品は必ず家の中のカギのかかるところにしまう。
- (8)カギを紛失したらすぐに新しいものに取り替える。

2. 屋外

- (1)外出の際は家族や友人等に行き先を知らせ、1人での行動はなるべく避ける。
- (2)中国では、風俗事犯に対する取締りは特に厳しく、買春は違法であり法律による処分の対象となる。また、賭博(パチンコ・パチスロ含む)も一切禁止されており、法律による処分の対象となる。
- (3)大金を持ち歩かない。また、多額の現金を持ち歩いていると見られることは、自ら危険を招くようなもの。
- (4)かばん・バック類は抱えて持つなど、所持品はしっかり身につける。また、飲食店では、所持品は常に目の届くところに置く、貴重品は必ず身につけるなどの注意が必要。
- (5)人の目を引く服装や高価なアクセサリーをつけての外出は控える。
- (6)見知らぬ人から親しげに声をかけられても相手にしない。(麻薬・覚醒剤、ワイセツ物品、骨董品らしきものの購入をすすめられることもあり得る。)
- (7)運転手以外の人間が同乗しているタクシーに乗らない。また、タクシーに乗っていて、他の客を乗せようとしている運転手がいたら、断わるか、下車する。
- (8)タクシーの中では、所持品を手元から放さない。下車時に、落とし物をしていないか車内を確認する(特にポケットから財布や携帯電話が車内で落ちることが多い)。
- (9)男女を問わず、深夜の外出は控える。また、夜間外出するときは、タクシー・自家用車を利用して移動する。特に冬季は夜間の人通りが少なくなるので、注意する。
- (10)小さなお子様を帯同して外出する際は手を離さないよう注意するとともに飲食時においても目を離さないよう十分に注意する。また、昼夜を問わず、お子様だけで外出することがないよう十分に注意する。なお、やむを得ず外出する場合には携帯電話を持たせるなど連絡手段を確保する。
- (11)車両盗難防止のため、走行中は勿論のこと、駐車中でもドアをロックし、窓を閉めておく。運転手がいるのであれば、車内で待機させるか、常に目の届くところにいてもらう。また、車内に物を置いたままにしない。車内に置く場合は面倒でもトランクに収納するなど車外から見えないところに置く。
- (12)万が一、賊に襲われても抵抗せずに先ず自身の安全を最優先する。

3. 立ち入り禁止区域について

中国では、未だに外国人の立入りが禁じられている区域があります。立入り禁止区域であることを知らずに入ってしまった場合でも、関係当局によって罰金等の処分を受けることになりますので、中国国内を旅行する際には、事前のチェックが必要です。

特に、大連市旅順口区は、2009年11月、外国人入域規制が大幅に緩和されたことがわかりましたが、中国側から詳細情報が公表されていないので、立ち入りの際には、次の注意を守るようお願いします。

(1) 旅順口区への立ち入りには、旅順北路のほか、従来未解放であった旅順南路及び旅順中路も利用できる。

(2) 旅順口区内で、軍が管理する施設以外は外国人に開放されているが、軍の管理する施設の中にも、軍港公園、南子弹倉、電岩砲台のように一般観光地と見分けがつきにくい場所もある。

(3) これらの施設の判別は、個人では十分な対策が取りにくい。また、旅順口区は対外開放されて日が浅いため想定外の事態が発生する恐れもあり、安全確保の面からも個人観光は避け旅行会社等を通じて団体で観光する。

(4) 未解放施設へ入域した違反者に対する罰則について、詳細情報が発表されておらず、罰金、行政拘留、国外退去処分も想定される。

V 交通事故と事故対策

大連は経済発展に伴い自動車が急増している反面、道路の整備不良、信号機の未設置等ハード面の問題に加え、交通安全教育といったソフト面での対応にも遅れが目立ち、市内では交通事故を見かけない日はないと言っても過言ではないほど、大小様々な事故が発生しています。

自分で車を運転する場合は、とにかくスピードを出し過ぎないことが肝要です。自転車や歩行者の不意の飛び出しや直前横断は日常茶飯事ですし、車両の急停止、急な進路変更も当たり前ですので、運転には細心の注意が求められます。

また、タクシーなど他者が運転する車に乗る際も、助手席には座らないようにし、運転手がスピードを出し過ぎたり、荒っぽい運転をしていると感じた場合は、安全運転を求めて下さい。

なお、歩行者の立場で心がけたいこととして、車道を歩かない、横断歩道や歩道橋を利用して横断する、など基本的な点に加え、夜間は明るめの服を着用したり、車両の流れをよく見極めることも大切です。これは運転中にも共通することですが、「譲り合いの精神」があまり期待出来ない中国では、「大丈夫だろう」という過信が事故に巻き込まれる最大の要因となるからです。

VI 誘拐・テロ対策及び緊急事態への対応

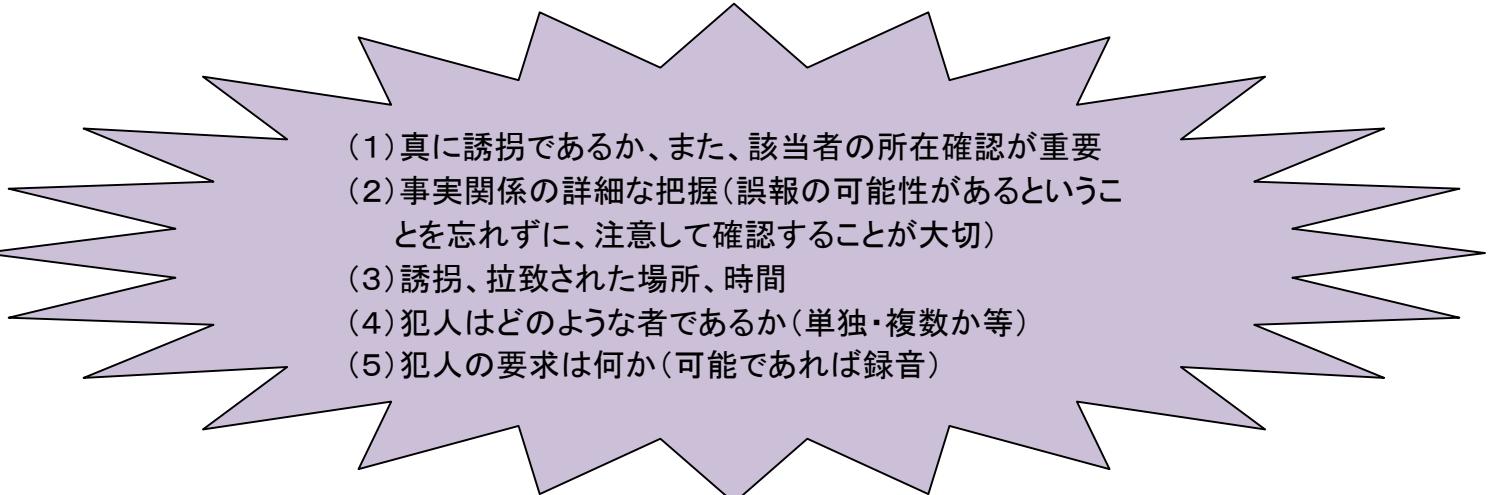
1. 誘拐対策

誘拐被害の背景には何らかのトラブルが原因となるケースが多いと言われています。また、華美な生活等により狙われたり、単なる恨みや諍いから誘拐され重大事件(殺人)となった事例もあります。

発生したトラブルは完全に解決し、将来の誘拐の可能性を排除しておくことが大事であるとともに

に、前述の「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」という安全の為の三原則を守る習慣を身に付ける必要があります。

万一、事件発生の場合には、次のように対処することになりますが、最も重要なことは、如何に犯人に対処するかということであり、事実関係を「伝える側」と「伝えられる側」の連絡網の整備を確立して、同じ情報を正しく共有することです。

- 
- (1) 真に誘拐であるか、また、該当者の所在確認が重要
 - (2) 事実関係の詳細な把握(誤報の可能性があるということを忘れずに、注意して確認することが大切)
 - (3) 誘拐、拉致された場所、時間
 - (4) 犯人はどのような者であるか(単独・複数か等)
 - (5) 犯人の要求は何か(可能であれば録音)

以上、事件の内容を整理して、会社、家族に対する連絡と同時に当事務所へも通報し、緊密な連携の下に対応するとともに、人質の安全確保のために情報は外部に漏れないよう慎重に処理して下さい。

なお、当事務所を含む我が国大使館・総領事館としては、第一義的責任と権限を有する中国側の主権を尊重しつつ、邦人保護の立場より人質の安全救出のため最大限の努力を行います。

2. テロ対策

国際テロ事件の発生は誰もが予想できません。思わぬ事態は人々の意志とは関係なく起きます。海外に住む者にとって安全の確保は最重要なことであります、「備えあれば憂い無し」とよく言います。その時に備えて普段から必要な準備をしておき、思わぬ事態にも対応できるようしておくことが重要です。これが「危機管理の基本」と言えます。

平素から最悪を想定して情報の入手から避難に至るまで自分を守るための心構えが大事であり、次の準備等を実行しましょう。

- (1) 在留届、帰国(転出)届の提出(所在、連絡先、安否確認の重要な手がかりとなる)
- (2) 食料品の備蓄(家族が10日間程度生活出来る食糧、飲料水、燃料他)
- (3) 医薬品、衣類他の携行品の準備
- (4) 携帯電話、乾電池式短波ラジオの所持
- (5) パスポートの管理(残存有効期間の確認及び旅券の最終項の「所持人記入欄」への記載をするとともに、下段に血液型を記入する。)
- (6) 現金(家族が10日間程度生活出来る額を別途に準備)、クレジットカードの所持
- (7) 情報入手手段の確認(事件が発生した場合にどのように情報を入手するか事前に確認しておく)

《重要ポイント》

3. 緊急事態への対応

(1) 外務省の「海外安全情報」について

外務省は、各国・地域の治安状況について、それぞれの情勢に応じて4段階の具体的な文章表記、「レベル1：十分注意してください。」、「レベル2：不急不要の渡航は止めてください。」、「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」及び「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」(外務省海外安全ホームページ参照)で示しています。なお、中国では新疆ウイグル自治区及びチベット自治区に対し「レベル1：十分注意してください。」を発出しておりますので、これらの地域への渡航にあたっては、現地情勢に関する情報入手に努めるとともに、渡航・滞在の適否を判断してください。

(2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応

正確な情報を入手して状況を正しく把握するとともに、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりすることなく、冷静に行動しましょう。また、邦人相互間で緊密な連絡をとり、情報の共有に努めてください。

緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、在大連領事事務所は在留邦人(大連日本商工会、日本人学校、主要ホテル、旅行会社、航空会社等)との緊密な連携を保ちつつ、在大連領事事務所からのお知らせ、在大連領事事務所ホームページ等により情報を随時提供し、必要な措置について連絡します。

なお、日本政府から退避勧告があった場合は、これに従ってなるべく早く退避、引き揚げを行ってください。外務省は、原則として一般商用機が運行されている間に退避勧告を発出しますので、一般商用機で退避するよう努めてください。また、事態が逼迫して、在大連領事事務所から退避又は引き揚げのための集結の連絡があった場合は、示された集結場所のうち、最寄りの場所に集結してください。

(3) 緊急事態発生時における当館の対応

緊急事態が発生し、または発生する蓋然性が高まった場合は、当館在大連領事事務所長を本部長とする対策本部を設置して、緊急事態の状況に応じた対応を行うことになっています。具体的には、関連情報の収集と提供、在留邦人の安否確認を含めた援護業務、国外退避を必要とする場合の支援など多岐に亘りますが、これらの対応は、外務省や近隣公館との連携のもとで実施します。

VII 緊急連絡先

不幸にして事件・事故に巻き込まれた場合は、直ちに最寄りの公安局(派出所等)に通報するとともに、会社関係者や当事務所(24時間対応:電話8370-4077)にも連絡し相談して下さい。

パスポートを盗難・紛失した場合は、公安局に届け出、証明書の発行を受けた後、当事務所での手続き(パスポートの発給或いは帰国のための渡航書の発給)が必要となります。また、パスポート・居留許可といった身分関係書類などは、万一に備え予めコピーをとっておくと便利です。

《当館連絡先》

在瀋陽日本国総領事館在大連領事事務所

電話:8370-4077(24時間対応)

日本から電話の場合

86(中国国番号)-411(大連市外局番)-8370-4077

住所:大連市西崗区中山路147号 森茂大厦3F

《当地各機関連絡先》

(1)警察 110 (公安局通報センター)【中国語のみ】

24時間体制で通報を受付、各区域で巡回中のパトカーへ指示するシステムになっている。

(2)交通事故 122 【中国語のみ】

(3)消防 119 【中国語のみ】

(4)救急 120 【中国語のみ、有料】

(5)大連市公安局出入境管理局

(管轄地:市内4区、旅順口区、瓦房店市、普蘭店市、庄河市、長海県)

電話:8676-6108 (査証・居留許可・パスポート紛失証明)【中国語・英語可】

住所:大連市甘井子区中華東路600号(泉水二十高中東行1500米)

(6)大連市公安局出入境管理局開発区総合科

(管轄地:開発区・保税区・金州区)

電話:8761-8304 (査証・居留許可・パスポート紛失証明)【中国語のみ】

住所:大連経済技術開発区金馬路197号開発区管理委員会西側行政服务中心
2楼

(7)大連市公安局出入境管理局高新園区総合科

(管轄地:高新園区)

電話:8479-1249(査証・居留許可・パスポート紛失証明)【中国語のみ】

住所:大連高新園区高新街1号行政服务中心2楼